
JAIR Newsletter

No.143 April 2015

日本国際政治学会



<http://jair.or.jp/>

「グローカル」再考

池田 明史

グローバル (global) とローカル (local) とを接合させた「グローカル (Glocal)」という造語が人口に膾炙し始めたのは、いつの頃だったろうか。一般的には、東西冷戦が過去のものとなった 90 年代のことだったように思える。いずれにせよ、ヒト・カネ・モノ・情報の交流が急速に拡大し、地球が一体化していくグローバル化 (globalization) の進行を踏まえて登場してきたには違いあるまい。その意味するところは、グローバル化によって世界各地にもたらされた近代の特性 (modernity) と、それぞれの地域の伝統的特性 (tradition) との融合という社会学的な視点から、特定の地域に根差しながらも世界の中の最適地で事業を行う地球規模の経営戦略を構想しようという個々の企業の視点まで、多様でありえた。

国際政治の領域においても、伝統的には唯一の活動主体であったはずの主権国家以外にさまざまなアクターが影響力を持ち始めて以降、とりわけいわゆる国際 NGO (非政府団体) の活躍が際立つようになってから、このグローカルという言葉が俄かに脚光を浴びたように覚えている。そこで併せて標榜されたのは、“Think Globally, Act Locally”というスローガンであった。意識すれば、「地球の規模で考えて、できることからコツコツと」といったところだろうか。

問題は、「地球の規模で考える」価値それ自体は当時ほぼ自明とされていたところにある。つまり「地球の (あるいは世界の) ○○考えて」の○○の部分には、「環境」や「平和」や「進歩」といった、われわれが普遍的な価値と信じる近代的な理念が挿入されることに、疑いを差し挟まなかったということである。しかしそれが、9.11 事件などを契機としていわゆるポスト・ポスト冷戦期を迎えると、何やら怪しくなってきた。中東やイスラーム世界を震源地として、これでもかというほど重ねられてきた国際政治上の地殻変動は、われわれがいったんは信じた「グローバルな価値がローカルに浸透していく」という「古き良き時代」の極楽蜻蛉的な幻想を木端微塵に粉碎しつつあるように思える。

「イスラーム国」を僭称する狂信的な武装テロ集団の跋扈にせよ、パリのシャルリー・エブド誌襲撃事件に象徴されるホームグロウン・テロリストの跳梁にせよ、当事者たちはどこまでも“Think Globally, Act Locally”の意識の上に行動を起こしていると見るほかない。穿った見方をすれば、9.11 を惹き起こしたアル・カーイダにしたって、広義に解すれば国際 NGO の類には違いあるまい。彼らは確かに、「できることからコツコツと」行動を起こして暴力と流血の巷を現出した。それに対してわれわれは、「地球の規模で何を考えればよいのか」という問いを突きつけられて、茫然と立ち尽くしているのではあるまいか。

2011 年以降の「アラブの春」の顛末は、このような事態を余すところなく露呈させている。かつて一般的な民主化の理論が適用できない例外的で特殊な地域と看做されていた中東で、文字通りドミノ倒しのように連鎖した独裁政権の崩壊は、自由・人権・民主主義という近代理念三点セットの普遍性が確認されたかのような無邪気なユーフォリアを喚起した。それが一転して、いまや阿鼻叫喚の内戦や軍事独裁の逆コースに収斂しつつある。この帰結は、中東を再び例外論に逼塞させるというよりも、国際政治そのものが中東的な混沌に飲み込まれてしまうのではないかとの怖れを抱かせるに足りる。「グローカル」の語感にかつてない不気味さを覚える所以である。

事務局からのお知らせ

時下、日本国際政治学会会員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。本年度の研究大会は2015年10月30日(金)～11月1日(日)に仙台国際センター(宮城県仙台市)において開催される予定で、すでに関係委員会のもとで準備作業が進んでおります。会員の皆様におかれましては、ぜひご参加くださいますよう、お願いいたします。なお、報告応募および報告ペーパー・アップロード等につきましては、昨年度と同様の方法で実施いたしますので、詳しくは学会ウェブサイトをご参照ください。

さて、3月7日(土)に第6回理事会、21日(土)に第3回評議員会が開催され、以下のことが決定いたしましたので、ご案内申し上げます。

1. 学生会員の報告・投稿ルールの緩和：「2年ルール」から「1年ルール」へ

現在、研究大会における報告および『国際政治』誌への投稿については、2年を経過しなければ報告・投稿の候補たりえないとする「2年ルール」が運用されております。これについて、学生会員については、より多くの研究発表の機会を提供する観点から、1年間を経過しなければ同様の候補たりえないとする「1年ルール」に変更いたします。本変更は2016年度大会より実施します。報告および投稿の際には学生会員であることを確認させて頂く必要がありますので、その方法については改めて学会ウェブサイト、ニューズレターにおいて案内いたします。

2. シニア会員制度の改正

当該年度の4月1日の時点で70歳以上のシニア会員の中で、①学会誌(『国際政治』誌およびInternational Relations of the Asia-Pacific誌)の配布、②研究大会における報告と学会誌への投稿、という特典を希望されない方については、年会費を免除することとします。この制度は、「会員に関する規則」第4条の改正によって導入し、2016年度より実施いたします。2015年度を周知並びに移行のための期間とし、詳細は学会ウェブサイトにてご案内する他、該当する会員には郵送でご説明とご意向確認を行います。

3. 会員向けメール配信の開始とニューズレターの紙媒体による配布の停止

2013年6月に実施した会員アンケートによると、回答者の70%の方がメール配信を希望しています。このご意向に沿って、近々会員向けのメール配信を開始します。他方で、学会経費削減のため、学会ニューズレターの紙媒体による配布を2015年度をもって停止します。以降は従来通り学会ウェブサイトにてニューズレターを掲載する他、発行時にメール配信にてご案内します。部会企画・分科会報告の募集、研究大会のための登録開始、『国際政治』特集号の応募開始、国際学術交流・海外発信強化の助成措置などの重要な情報についても、学会ウェブサイトの掲載とメール配信にてお知らせし、また、郵送でお知らせすべき情報については、学会誌ないし大会案内送付時に同封してお届けする予定です。

メール配信の実施については、メールアドレスを学会事務所に届けていただいた会員についてはメールの送信による案内を通じて、またアドレスの届けない会員については葉書によって希望を確認し、希望者に対して開始いたします。本件につきましても、詳細は学会ウェブサイトにおいてご案内致します。

4. 分科会報告に関する海外発信強化助成(海外研究者招聘および海外研究者国内旅費)

海外発信強化助成(海外研究者招聘および海外研究者国内旅費)を随時応募しておりますが、2015年度研究大会において開催する分科会についても、同助成を用いた報告を募集いたします。海外研究者を招聘し、より充実した分科会を企画して応募いただければ幸いです。同助成(海外研究者国内旅費)では、招聘した海外研究者が研究大会に参加するだけでなく、他の研究会・シンポジウムに参加するために要する国内旅費も対象となります。ぜひご活用ください。

5. 学会奨励賞選考委員会

学会奨励賞選考委員会の主任、委員が第5回理事会において承認されました。主任は渡邊啓貴会員、委員は菅英輝、菊池努、北澤義之、竹田いさみ、野口和彦、波多野澄雄の各会員となりました。

6. 来年度以降の研究大会

来年度以降の研究大会は、次の日程と場所において実施いたします。

2016年度（学会創設60周年記念大会）

幕張メッセ（千葉県幕張市） 2016年10月14日（金）～16日（日）

2017年度 神戸国際会議場（兵庫県神戸市） 2017年10月27日（金）～29日（日）

2018年度 大宮ソニックシティ（埼玉県大宮市） 日程調整中

2014-2016年期理事長 中西寛

2014-2016年期事務局主任 大矢根聡

理事会便り

編集委員会からのお知らせ

1. 2016年度の『国際政治』の刊行予定についてご案内します。特集タイトルはすべて仮題です。2016年度185号「変動期東南アジアの内政と外交」（編集：永井史男会員）、186号「国際援助・国際協力の実践と課題」（編集：高柳彰夫会員）、187号「歴史認識の国際政治学」（編集：等松春夫会員）、188号「独立論文特集号」となっています。学会ホームページ

(<http://jair.or.jp/committee/henshu/1921.htm> 1) に185号、186号、187号の特集論文募集案内が掲載されていますので、ぜひご覧ください。

2. 独立論文は随時応募を受け付けています。ぜひ奮ってご応募ください。執筆要領等の詳細は学会HPの「論文投稿等関係」に掲載されている『国際政治』掲載原稿執筆要領をご覧ください。応募・問い合わせ先は、編集委員会副主任：山田敦 jair-edit@jair.or.jp までお願いします。

3. 『国際政治』は特集論文、独立論文とも査読プロセスを経ています。執筆から掲載までに一定の修正が求められることが多く、時間とエネルギーを要するプロセスですが、論文の質の向上には確実に貢献していると考えています。会員各位にはなお一層積極的な投稿および再投稿をお願いします。また、編集委員会より査読をお願いした際には、多くの会員に快くお引き受

け頂いており、心より感謝しております。引き続きお力添えを賜りますよう、お願いします。

4. J-stageでの『国際政治』電子版では、刊行後2年以内の号の論文について、購読者番号とパスワードを用いた会員限定の閲覧を行えるようになりました。

購読者番号：*****

パスワード：*****

（紙面でご確認ください）

5. 『国際政治』に掲載した論文を執筆者が転載（複製利用）する場合、ご自身の著書等に利用される際は、事前に文書で理事長に申し出ていただくことになっており、またリポジトリ等に掲載される際は、編集委員会主任に申し出ていただくことになっております（『国際政治』掲載原稿執筆要領1-(6)・(8)）。前者については、学会HPに掲載している申請書をご利用ください。双方とも連絡は編集委員会主任までお願いいたします。

（編集委員会主任 田村慶子）

英文ジャーナル編集委員会からのお知らせ

前号のNLで検討中と申し上げました、『国際政治』に掲載された論文を英文化し、IRAPへ投稿する件に関し、英文ジャーナル編集委員会の方針をお知らせ致します。編集委員会からのお願いとしてはまず、そのような希望、関心をお持ちの会員は事前に当委員会に相談、問い

合わせをしていただきたく存じます（問い合わせ先は、irap.rikkyo.ac.jp）。

『国際政治』と IRAP は投稿対象とする論文、分量を含めた執筆要領は異なり、また読者層も当然異なります。委員会は『国際政治』掲載論文の単なる直訳、翻訳ではなく、『国際政治』論文をベースにしつつ、たとえば①IRAP 読者を想定した議論の整理、②英文誌に載せるために先行研究の整理、③『国際政治』では分量制限もあり掲載できなかった注や文献の補充など、IRAP 英文誌に適した形で加筆・修正、改定した論文の投稿を歓迎します。本件は IRAP への他の投稿論文と同様に、通常の査読プロセスを経て掲載の可否が決められます。

なお、すでに前号 NL でお知らせしましたように、本件は、『国際政治』と IRAP の両編集部間で当該論文の掲載につき合意があること、IRAP 論文に『国際政治』に掲載された論文がベースであると明記すること、について変更はありません。

（英文ジャーナル編集委員会主任 佐々木卓也）

国際交流委員会からのお知らせ

1. 2014 年度海外発信強化助成（学会報告）の結果

新しく 2014 年度から始めました海外発信強化助成（学会報告）は昨年 12 月末に第一回目の公募を締め切りましたが、審議の結果、以下の 5 名の会員への助成が決定しました。助成対象者は、中山裕美会員、勝間田弘会員、謝志海会員、安部雅人会員、川口智恵会員です。海外発信強化助成（海外研究者招聘）と海外発信強化助成（海外研究者国内旅費）への応募はありませんでした。次回の応募については、学会ホームページでご案内いたしますので、会員の積極的なご応募をお待ちしております。

2. 2015 年度国際学術交流基金申請のご案内

2015 年度国際学術交流基金助成への申請を、以下の通り公募いたします。

【申請資格】

申請年度を含め継続して 2 年以上会費を納入している会員。なお選考に当たっては 40 歳前後までの若手研究者を優先します。一度助成を受けた方は、それ以降 9 回は申請できません。

【助成対象】

原則として申請期限後 1 年以内に海外で開催される学会等における研究報告（司会、討論者は対象外）。また、海外会員が海外（日本あるいは居住地を含む）で行う研究報告も助成対象となります。

【申請方法】

(1) 申請用紙と「申請上の注意」は学会 HP の「国際学術交流助成」からダウンロード可能。ダウンロードできない場合は、下記(2)の方法により入手してください。

(2) 下記学会事務局宛に返信代切手を貼付した返信用封筒を同封の上、申請用紙送付をご請求ください。

(3) 申請用紙に必要事項を記入し、「申請上の注意」に記載されている必要書類（プログラムの写し、旅費の見積もり等）を同封して、期日（必着）までに郵送してください。

【申請期限】

第 1 回：2015 年 5 月 15 日（金）

第 2 回：2015 年 10 月 15 日（木）

※昨年までとは締め切り時期が異なりますので、ご注意ください。

【申請先】

〒186-8601

国立市中 2-1 一橋大学磯野研究館内

日本国際政治学会事務局 一橋大学事務室宛

【決定通知】

申請締切から 2 ヶ月以内に採否を通知する予定です。1 件当たりの助成額は、当該年度予算、申請額、採用件数、申請者居住地（海外会員の場合）などにより異なりますが、渡航先が欧米の場合は 8～12 万円、アジアの場合は 4～6 万円程度となります。

なお、お問い合わせは一橋大学事務室までお願いいたします。

（国際交流委員会主任 細谷雄一）

広報委員会からのお知らせ

学会 HP では、会員の皆様からのシンポジウム等のお知らせや新刊紹介などを随時掲載しております。情報交換・共有の場としてご活用ください。掲載を希望される場合は、HP 右側のメインメニューの「お知らせ投稿フォーム」をご利用いただき、パスワード(*****)(紙面でご確認下さい))を入力した上で、ご投稿ください。

また年度の変わり目で住所・所属など変更がありましたら、学会 HP 右側メニュー「会員デ

ータ変更」にてご登録ください。

その他、ニューズレターや HP に関してお問い合わせ等がありましたら、広報委員会

(jair-pr☆jair.or.jp) にご連絡ください。

(広報委員会主任 篠原初枝)

2014 年研究大会 分科会報告

東アジア I

日韓関係を扱った本分科会では、両国政府を主な分析対象としてきた従来の研究とは異なり、日韓の新しいアクターに注目した興味深い 2 つの報告が行われた。

第 1 報告は、ブフ・アレクサンダー会員（ウェリントン・ビクトリア大学）による「竹島・独島領土問題と日本及び韓国における非国家主体」である。本報告は、竹島問題を日韓両国政府による領有権争いとしてとらえるのではなく、日本国内における中央政府（日本政府）と地方政府（島根県）の関係として読み解いている点に大きな特徴がある。1965 年の日韓国交正常化の際に竹島問題が解決されなかったこと、そして 1998 年の新日韓漁業協定締結時にも日韓両政府が領有権問題を避けたことは、同問題の解決を目指してきた島根県にとっては納得できないことであった。そのため島根県には、県は日本政府の対韓政策の「犠牲者」との認識が生まれ、それが島根県議会による「竹島の日」条例制定へとつながっていく。つまり、竹島問題を日韓の領有権争いや漁業問題としてだけみるのではなく、中央政府に対する地方政府の異議申し立て、島根県のアイデンティティの問題として捉えるべきだというのが本報告の主張である。また、韓国内の状況も分析が試みられた。韓国の市民団体「独島本部」による「独島」守護運動は、韓国政府（中央政府）の政策と一線を画している点で興味深い事例であることが示され、竹島問題を日韓政府間関係としてのみ捉えるのではなく、より複眼的に分析することの意義が強調された。

第 2 報告は李苑暻会員（早稲田大学）による「日韓サイバー空間での右翼の形成とこの影響に関する研究」である。本報告は、過去 10 年間に日韓両国のサイバー空間における右翼の言説や行動がどのように変化してきたのか、言説展開の背景には何があるのか、サイバー空間における右翼の言説が日韓関係にどのような影響を与えているのか、について考察したものである。日韓両国のネット右翼や排外主義的行動の登場

は、日韓間の歴史問題や国内の社会経済問題などによって説明されることが多かったが、本報告では情報通信技術の発達や電子翻訳機能の向上など技術的要因に着目してネット右翼の言説多様化や活動領域の拡大が説明された。

磯崎典世会員（学習院大学）による討論やフロアとの質疑では、両報告が重要ではあるが十分には分析されていない日韓関係の新しいアクターに焦点を合わせたことが高く評価された。その一方で、日本政府と島根県との関係、韓国政府と NGO 団体との関係、日韓両国のネット右翼の言動が、日韓関係そのものに実際にどのような影響を与えているのか、についてさらに実証的な分析と因果関係究明の試みが期待される旨の指摘があった。

（西野純也）

東アジア I I

本分科会では、謝志海会員（共愛学園前橋国際大学）による報告（題名「中国の海洋大国戦略及び海洋領土紛争への影響」）と杜崎群傑会員（中央大学）による報告（題名「中国における権威主義体制を確立する手段としての「人民代表会議」制度」）がおこなわれた。中国の対外行動の実態を明らかにしようとする謝報告と、中国共産党による一党体制の強靱性の原点を描き出すと杜崎報告をつうじて、本分科会の出席者は、現代中国の内政と外交にかんする二つの重要な問いについての理解を深めた。

謝報告は、2012 年の第 18 回党大会において中国共産党が確認した「海洋大国を築いてゆく」という方針の提起とその後海洋法執行機関の機構改革が着手された背景を、大きく分けて二つの側面から描き出すことを試みた。背景の一つとして同報告は、1980 年代に中国国内で放映されたドキュメンタリーの内容分析をつうじて中国社会に「海洋文明」にたいする憧憬が存在していること、また近代以降、中国は史的に海洋からの外部脅威に晒されてきたという歴史的経験が存在していることを論じた。いま一つの

背景として、中国を取りまく国際環境の悪化への対抗と海洋国家権益の保護の必要性について中国が認識を共有していたことを指摘した。同報告に対しては、関連する膨大な先行研究との相違点についてより明確に整理しておく必要があるとの指摘があった。

杜崎報告は、中国共産党の建党以来の議会構想の集大成たる1940年代末の「人民代表会議」制度に注目し、当時の中国共産党が建設していた政治体制の評価を試みた。同報告は、代議機関を分析する上でいくつかの重要な視角（①選挙委員会・選挙資格審査の掌握の有無、②差額選挙か等額選挙、③地域代表制か職能代表制、④直接選挙か間接選挙、⑤二院制か一院制、⑥一元代表制か二元代表制、⑦直接参政か諮問機関か）を提示し、これらの視角を一つ一つ評価した上で、当時の「人民代表会議」制度にどのような機能を持たせようとしていたのか、また結果としてどのような政治体制が完成していったのかを検討した。同報告に対しては、中国共産党がさも「権威主義体制」を当初より目標としていたかのような議論に見えるが、むしろ支配と安定の手段として「人民代表会議」制度を考えていたのではないかと、議会がどう機能したのかより詳細に検証する必要があるのではないかと指摘があった。

(加茂具樹)

欧州国際政治史・欧州研究 I

本分科会では「ヨーロッパ大陸の外から見る地域、統合、ナショナリズム」というテーマのもと、三つの報告が行われた。

第一報告は、大島美穂会員（津田塾大学）による「戦間期欧州国際政治秩序への二つの志向性——ノルウェーの極地における国際協調主義と領土拡張主義」である。戦間期ノルウェーでは、デンマーク領グリーンランド東部獲得をめざす運動が起きたが、両国の領土問題の決着はハーグ常設国際裁判所の決定に委ねられ、敗訴したノルウェーは決定に従った。本報告は、この領土運動の論理と、ノルウェー政府が敗訴を受け入れた理由について明らかにした。第一に、グリーンランド東部要求運動は、経済的というよりは、国民的統一のためのシンボルや威信を求める政治的なものであった。第二に、こうした領土運動を担ったのは民間の団体や個人であった。第三に、ハーグでの敗訴の結果をノルウェー政府が受け入れたのは、「現実的利益」を重

視したからであった。

第二報告は、石野裕子会員（常磐短期大学）による「カレリア学徒会の『大フィンランド』——戦間期フィンランドにおける領土膨張思想と運動」である。本報告は、戦間期フィンランド最大の学生運動団体カレリア学徒会による地域構想「大フィンランド」に注目し、小国のイレデンティズムと地域構想の関係を考察したものである。カレリア学徒会の「大フィンランド」像は時期と政治状況により揺れ動いたが、その特色は反ソ感情であり、それはフィンランド社会で広く支持された。また、カレリア学徒会は、タルトゥ条約に対する社会の不満も吸収していた。このように、新興国が旧統治国に対して「膨脹」する論理は、単に民族主義的思想に発するのではなく、独立時の新たな問題に対応するなかで「解決策」として提示されたものであることが示された。

第三報告は、池本大輔会員（明治学院大学）による「アラン・ミルワード再考」である。本報告は、イギリスの歴史家アラン・ミルワード（1935-2010）のヨーロッパ統合に関する主張やその現代的意義について多角的に再検討したものである。本報告の問いは、大きく三つに分けられた。①国民国家は本当にヨーロッパ統合によって救済されたのか。②イギリスが当初ヨーロッパ統合に参加しなかったのはなぜか。③ヨーロッパ統合研究における「理論」と「歴史」の関係、などである。これらの問いを分節化しつつ丁寧に答えたあと、本報告は、ミルワードの研究は安易なブレトンウッズ再評価を戒める含意を有すること、②国際収支の不均衡是正と各国経済成長の両立を可能にする処方箋が求められている現在、ミルワードの視角は有益であることが示された。

上記報告に対して、討論者の八十田博人会員（共立女子大学）、森井裕一会員（東京大学）、フロアの百瀬宏会員からコメントがなされた。論点は、戦間期の地域主義をいかなる概念で捉えるか（ナショナリズムや帝国主義）、ドイツのヨーロッパ統合（史）研究におけるミルワードの位置など、多岐にわたった。フロア的人数は30名を越え、盛況であったと言えよう。

(板橋拓己)

国連研究 I

国連研究分科会 I では、自由論題として、「植民地独立をめぐる国際的『了解』の形成と国連

の役割—国連信託統治領の早期脱植民地化を事例に—」（佐藤裕視会員）と「『国内避難民』保護をめぐる国際レジームの動態」（赤星聖会員）の二つの報告が行われた。

佐藤会員の報告は、東西カメルーンの独立を例に、英仏という施政国間での外交的な接触過程を視野に収めることで、個別領域の独立を国連という多国間の議論の視点から分析してきた既存研究の補完を試みるものであった。本報告では、当初、英仏間では独立時期の明示化についてフランスが消極的であり、他方、独立後の国家形態についてはイギリスが再統合に否定的であったという点で相反が見られたものの、その後住民投票の実施とその結果を尊重することが両国間の妥協として成立し、それが国連での議論に反映されたことが明らかにされた。

赤星会員の報告では、国内避難民（IDP）の保護に関する国際レジームの形成について、1960年代以降、難民保護レジームの枠内でIDP問題が取り扱われた一方で、今日でも人道支援の枠組みが半ば流用されるなど、対応策に一貫性がないままであったことが指摘された。報告においては、各種の公的文書・史料に基づき、その原因が、IDP問題における国家間の政策選好の不一致とともに、国連および難民・IDP関連諸機関側に大きな裁量を与えられたこと、またいずれの国連機関にとってもIDP問題は追加的な活動として取り扱われ、自らの組織的生存に直接関係するものとはみなされなかったことから、今日に至るまで効果的な制度枠組みが構築されないままであったことが明らかにされた。

いずれの報告も、国連システムがこれまでに果たしてきた役割に着目しつつ、豊富な資史料に基づき、実証的な報告であった一方で、国連研究の総論との関わりや、報告者自身の研究の全体像の中で今回の報告を奈辺に位置づけるか、という点が報告自身からは必ずしも明らかではなく、質疑応答を通じてフロアとの間での認識の共有に達したように思われる。分科会の時間的制約もあるが、分科会であることの特徴を活かし、報告者・フロアの相互研鑽の場として有益な時間であったと思われる。

（山田哲也）

日本外交史 I

「日米安保体制の再考」という共通テーマの下で三名の若手研究者による意欲的な報告が行われた。第一報告の鍛冶一郎会員による「安保

条約と条約期限—日米同盟強化の道のり」では、有効期限が設定されない暫定的な旧安保条約から10年の有効期限が設定された新安保へと移行したものの、1970年以降の条約延長が課題となっていた日米間で、沖縄返還問題を絡めて自動延長が選択された経緯を明らかにした。条約期限延長という切り口から日米安保体制の対等性と安定性を検証した意欲的な報告であった。

第二報告の藤田吾郎会員による「対日講和と「国内治安問題」—「内乱条項」挿入をめぐる日米政府の構想」では、旧安保条約に内乱条項が挿入された経緯を実証的に検証し、不平等性の象徴と捉えてきた従来の研究に対して、共産革命を警戒する日本政府の積極的受容と補助的関与と位置づける米国とのあいだで合意されたものであったことを明らかにした。内乱条項という国内問題から日米安保の形成過程を論証したのもとして興味深い報告であった。

第三報告の小島吉之会員による「安保改定と秘密保護—なぜ防諜法案は挫折したのか？—」では、安保改定前に廃案となり、これまでの研究でも関心が払われなかった防諜法案を取り上げ、日米安保体制下の具体的な協力関係である軍事情報の機密保持に対する岸内閣の動きを実証的に明らかにした。日本国内での安保改定の動きと連動させることで防諜法案の歴史的再定義を行った意欲的な報告であった。

以上、三会員による報告は、いずれも一次資料に基づく実証的なものであると同時に、日米双方からの視点を交えた点でも評価されるものであった。また、日米安保研究に対する多角的なアプローチが可能であることが例証されたといえよう。今回の報告をさきがけとして、日米安保研究の広がりが期待される。

（加藤聖文）

日本外交史 II

第一報告の山口航会員による「総合安全保障の受容」は、ソ連のアフガニスタン侵攻以後、盛んに議論された経済・資源・食糧なども含めた総合安全保障が日本政府内部でどのように受容されたのかについて、外務省との関わりをなかから検証した報告である。報告は外務省中心であるが、「総合」という概念が形成されたことによって、通産省・農林省・防衛庁など他省庁が安全保障政策に積極的に関与する契機となったのであって、これらの省庁の政策関与分析の解明がこれからの課題となろう。

第二報告の武田悠会員による「米国の対外原子力政策をめぐる日米欧の相克：包括的事前同意制度の形成過程 1977-1982」は、核燃料再処理を含む日本の原子力政策について、米欧諸国との外交関係から検証を試みたものであり、日米間のみならずヨーロッパ諸国の視点を交え、日本外交が米国に与えた影響を明らかにしたことでより複眼的な政策分析モデルを提示した興味深い内容となった。報告では原子力政策を所管する国内官庁の役割への言及が少なかつたが、今後はこれらの国内官庁の政策関与を明らかにする必要がある。

以上二報告は、1970年代以降の現代を扱ったものであるため、一次資料の面でも未発掘・未発表のものも多く、これから新しい視点や解釈が生まれうる分野である。しかしながら、先駆的かつ意欲的な研究報告として評価できる内容であった。とくに外務省以外の省庁が外交政策に関与するようになった現代においては、他省庁の政策関与を視野に入れた現代外交史研究が必要になるであろう。

(加藤聖文)

日本外交史 III

第一報告の帯谷俊輔会員による「中国問題の国際連盟提起をめぐる日英協調の不在—山東還付問題から満洲事変まで」は、国際協調主義が唱えられた 1920年代の日本外交においてその中軸となる対英外交の検証を試みたものであった。報告では満洲事変勃発によって中国問題が国際連盟に提起されたことをめぐる日英の対応の違いと非協調の実態を取り上げた。具体的に

は、連盟の役割に一定の配慮をして中国側の問題提起にも妥協的であった英国に対して、大國間外交に拘る日本は一貫して連盟への評価が低かつたため、国際連盟において中国問題を取り上げることに抵抗を示し、日英は中国問題に対して足並みが揃わず、結果的に満洲事変を機に両国は相互不信を深めて対立へと向かっていたことが実証的に明らかにされた。本報告からは、日本の対国際連盟外交の問題点が浮き彫りになったが、今後は第一次大戦前の列国外交意識から抜け出せないまま中国問題を特別視し、国際連盟を軽視してきた日本外交の問題点を解明していく必要がある。

第二報告の矢嶋光会員による「戦間期「新外交」論者と戦後冷戦秩序—芦田均の積極的再軍備論再考—」は、戦後に再軍備論を主唱した芦田均の思想基盤を戦前の外交官時代に遡って検証を試みたものであった。報告では芦田は第一次大戦後の「新外交」と呼ばれた戦争違法化と国際連盟中心の集団的安全保障体制に強く影響を受けたものの、満洲事変後の新外交の破綻という経験と反省のなかから戦後の再軍備論が形成されたことを明らかにした。外交官から政治家に転進してからの芦田の行動に関しては、なお検証を重ねる必要があるが、戦前から戦後への連続性を考える上で興味深い事例報告といえよう。

以上の二報告は戦前期を扱ったものであるが、さまざまな国や機関の一次資料の活用や、視点を戦後にまで広げることで戦前日本外交史研究も新しい可能性を持ちえることを示唆するものとなった。

(加藤聖文)

研究の最前線から

制度変化と国際安全保障機構

国際安全保障に関する地域機構は時間や環境の変化に応じて変化してきている。例えば、東南アジア諸国連合 (ASEAN) のような地域組織は、当初の「経済、社会文化協力」といった境界線を超え冷戦後には安全保障対話の場を提供してきており、また西アフリカ経済共同体 (ECOWAS) では元来の経済共同体構築よりも 1990年代に構築された地域平和維持軍

(ECOMOG) の機能が国際的注目を浴びるようになった。しかしながら、国際関係論において、地域制度の安全保障上の役割や影響力を規定する因果関係や制度変化の方向性に関する理論構築は、なかなか進んでいないのが実情である。

拙稿「Institutional Transformation of ASEAN: ZOPFAN, TAC, and the Bali Concord I in 1968-1978」(*Pacific Review*, Vol. 27, No. 5, 2014)では、ASEANのケーススタディを用いて理論構築を試みた。この問題に対して最も有用

なアプローチの一つは比較政治理論の「歴史的制度主義」である。本アプローチの有用性は、構造と行為主体の両者の関係性に焦点を当て、制度の「継続」(path dependency)と「変化」(critical juncture)の要因を浮き彫りにしようとするにある。ジャーナルには文字制限があり理論の大枠のみの適用となったが、1972年のZOPFANと1976年のTAC及び第一バリ宣言の形成過程をケースとして、①勢力分布の変化における認識が、制度変化の分水嶺を産み出す必要条件になりやすいこと、②その認識パターンによって制度変化の方向性が定まること、③具体的な変化は「制度規範企業家」のアイデアによって設定されること、の3点を説明し、安全保障機構の役割と影響力の変化は、内外の要因によって決定づけられることになることを明らかにした。

当然ながら、この歴史的制度論のアプローチには限界もある。継続や変化を説明する際、構造と行為主体の両者の影響力を同等に扱うために、独立変数と従属変数の関係性が容易に逆転、あいまいになりやすく、論理的な説得力が損なわれてしまう点だ。この課題については、構造と行為主体の間に微妙な線引きが必要となってくるが、本論文では最終的には「行為主体の構造に対する認識」が制度変化の引き金となることを説明した。現在は自らの博士論文で取り扱ったECOWASやアフリカ連合(AU)のケースにおいても、ナイジェリアのECOWAS事務局やエチオピアのAU事務局で入手したアーカイブを元手にケーススタディを行い、理論の研磨を行っている。今後は、この分野での研究を二国間・多国間軍事同盟、「有志連合」「パートナーシップ」といった関係にも取り組んでいきたい。

(古賀 慶)

国連と「スマート・サンクション」

コフィ・アナン(Kofi Annan)前国連事務総長は、「経済制裁は政治的利得と不釣り合いな苦痛を国民に負わせる手段」であり、「平和の維持と人権の保護という二つの任務を負う国連にジレンマを突きつけた」と述べた。

国連経済制裁は、安全保障理事会が国連憲章に基づいて決定する集団安全保障の具体的措置のひとつである。武力の行使を伴わないことから使い勝手のよい措置として、冷戦後は頻繁に発動されてきた。しかし、国連がイラクやハイ

チに科した包括的な制裁は、無辜の人々に甚大な被害を与えた。そこで、研究者主導で始まったのが「スマート・サンクション」の議論である。スマート・サンクションとは、国際法違反に責任のある指導層を対象を絞って制裁を科しつつ、一般市民への犠牲を回避して保護を進める経済制裁の手法をいう。

筆者は、『国連による経済制裁と人道上の諸問題—「スマート・サンクション」の模索』(国際書院、2013年)において、政治・政策・倫理といった学際的視点から国連経済制裁を考察した。筆者の関心は、国連が自ら背負う「ジレンマ」を解消していくプロセスにある。

本書で取り上げた対イラク制裁では、イラクが所有する石油の売却益を人道物資の購入に充てる措置が導入された。「石油と食糧交換プログラム」はその規模と複雑さにおいて国連史上最大の人道支援プロジェクトであったが、導入が遅きに失したこと、物資の購入や配布が大幅に滞ったことなど多くの課題を残した。

現在、人道的惨禍を繰り返しながら勢力を拡大する「イスラム国(IS)」に対して国連経済制裁はどの程度の役割を担うことができるのか？中東での人道救済措置の導入は可能だろうか？

安保理は1992年に初めて、テロリストを含む非国家主体に対する制裁決議を採択した。それ以降も決議を重ね、2015年2月には、「イスラム国」とその他の過激化組織への措置を強化した。決議では、「あらゆる手段」をもって秩序を回復しようとする国際社会の断固たる意志が示された。今後は、経済制裁による国際的な包囲網の強化、難民・避難民と周辺国への支援が喫緊の課題である。また、制裁効果を著しく損なう存在であるテロ支援国家や決議の履行を怠る国家には何らかの手だてが必要である。

国連による平和維持活動が国際情勢の変化と必要性を満たすべく活動を展開してきたように、経済制裁にも、国際社会の「脅威」の変容に合わせた工夫がなされるべきであろう。

スマート・サンクションの限界、可能性と課題について、安保理内の議論に注意を払いながら研究を進めていきたい。

(本多美樹)

CSCE 少数民族高等弁務官と平和創造

「CSCEにおける自決権とは、人民の自決権であり、民族の自決権ではなかったはずだ。その再確認がこの会議でできず、残念である。この

禍根は、数十倍になってあなた方に跳ね返ってくるであろう」。この言葉は、1991年7月に開催されたCSCEジュネーブ少数民族専門家会議の最終日にユーゴスラヴィア代表が席上において述べたものである。その数か月後ユーゴスラヴィアは崩壊し、紛争によって多数の死者や難民が発生する大惨事となった。

第二次世界大戦の要因の一つがヒトラーによる民族自決権の乱用であったことから明らかなとおり、マイノリティ問題、特に欧州におけるナショナル・マイノリティ問題に関しては、非常に困難な問題であり続けた。しかしながら現在、2002年にマケドニアにおいてマケドニア政府軍とアルバニア系マケドニア人民兵の武力衝突を除くと、1999年のコソヴォ空爆以来15年間、少なくともCIS諸国を除く欧州大陸では武力紛争は姿を消し、紛争予防枠組が一定の成果を挙げているといえる。

私の研究関心は、なぜあれだけ懸念されていたナショナル・マイノリティが入り混じる中東欧諸国で紛争が防止されたのか、そのような欧州での紛争予防枠組であった。数多くの研究が証明するように、その一つの要因としては中東欧諸国のEUやNATO加盟への期待による効果が大きいのであろう。しかしもう一つの要因としては、紛争予防メカニズムとしてCSCE内に創設された、少数民族高等弁務官の活動も大きな要因ではないか、と考え、研究を開始した。

少数民族高等弁務官は1992年7月に開催さ

れたCSCEヘルシンキ首脳会議において、設置に関する最終合意がなされ、同年にオランダ元外相ストール(Max van der Stoel)氏が初代弁務官として就任したものである。この弁務官職設置に関してはオランダが非常に積極的であり、反対するフランス・イギリス・アメリカ・スペイン・トルコなどの諸国を説得し、最終的に設置合意に結び付けたものである。このオランダの説得が説得力を有する背景には、CSCEにおける1980年代後半からの急激なマイノリティに関する規範の変容がある。マイノリティ問題を人権問題ではなく、紛争予防枠組と結合させることで、反対諸国に対し説得することが可能となった。以上の研究成果を昨年6月、国際書院より『CSCE少数民族高等弁務官と平和創造』として出版した。

初代弁務官ストール氏の活動はCSCE(後のOSCE)参加国ほぼすべてに跨り、年間150日に渡ってナショナル・マイノリティとその関係国を訪問し、仲介・周旋にあたった。彼の活動は事務所職員から「Flying Dutchman」とあだ名されるほどであったという。

本書は主にCSCEに焦点をあてて検討を行っており、今後はEUなど他の欧州国際機関のマイノリティ問題枠組や、戦間期のマイノリティ保護枠組に関してもより関心を持って研究を進めていきたいと考えている。

(玉井雅隆)

編集後記

前任の広報委員会からニューズレター編集業務を引き継いでから、早いもので3号目のNLとなりました。ニューズレターの紙媒体発行廃止が決定されたので、奇しくも紙媒体最後の仕事をやる広報委員会となってしまいました。ブルートレインの廃止ではありませんが、時代とともに消えていく物があるのは世の常のことです。桜の季節を前にしての感慨でした。(HS)

広報委員会のウェブサイト周りの日常業務を支えてくださっている小林さんのおかげで、学

会ウェブサイトには、大会関連のお知らせや、各種研究会の案内など、頻繁に新しい情報がアップされています。トップページも変わったのですが、皆様お気づきでしょうか？(KM)

日本国際政治学会ニューズレターNo. 143
(2015年4月25日発行)

発行人 中西 寛
編集人 篠原 初枝・牧野 久美子
〒169-0051 新宿区西早稲田 1-21-1
早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科
篠原研究室 jair-pr☆jair.or.jp
印刷所 (株) 中西印刷 TEL 075-441-3155